○認知機能検査の実施要領

平成21年５月29日

教　育　第　５７８号

警　察　本　部　長

認知機能検査の実施要領の制定について（通達）

認知機能検査に関する規程（平成21年埼玉県公安委員会規程第７号）第６条の規定に基づき、みだしの要領を別添のとおり制定し、平成21年６月１日から実施するので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

認知機能検査の実施要領

第１　趣旨

この要領は、認知機能検査に関する規程（平成21年埼玉県公安委員会規程第７号。以下「規程」という。）第６条の規定に基づき、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条の２第１項第３号イに規定する検査（以下「認知機能検査」という。）の実施に関し必要な細目的事項を定めるものとする。

第２　削除

第３　認知機能検査員の基本的な心構え

１　認知機能検査を行う者（以下「認知機能検査員」という。）は、認知機能検査の目的が、法第97条の２第１項第３号イに掲げる者又は法第101条の４第２項に規定する者（以下「高齢者」という。）に対する簡易な検査（更新時認知機能検査）及び法第101条の７第１項に規定する者に対する検査（臨時認知機能検査）を行うことにより、高齢運転者に自己の認知機能の状況を自覚させ、高齢者の安全運転を支援することにあり、高齢運転者を道路交通の場から排除することではないことを正しく理解し、認知機能検査において、受検者に対し無用の不安又は誤解を抱かせないように検査の目的を分かりやすく説明することに努めなければならない。

２　認知機能検査員は、認知機能検査において、当該検査が介護保険法（平成９年法律第123号）第５条の２に規定する認知症（以下「認知症」という。）の診断を行うものではなく、認知症の診断はあくまで専門の医師により行われるものであることを受検者が正しく理解できるように十分な説明に努めなければならない。

３　認知機能検査員は、高齢者の心情に配意した認知機能検査を実施しなければならない。

４　認知機能検査員は、認知機能検査の結果が受検者の秘密に属する個人情報であることを正しく理解し、その取扱いに誤りがないようにしなければならない。

第４　認知機能検査員の審査等

１　審査の申請

規程第３条の認知機能検査員の審査の申請は、次により行うものとする。

(1)　審査を受けようとする者から、申請書（別記様式第１）を交通部運転免許本部

運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）に提出させる。

(2) 前記(1)の申請書に、日本老年精神医学会の専門医認定証、警察庁又は都道府県警察が実施する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する研修（以下「認知機能検査員研修」という。）を終了した証明書等の規程第３条各号に掲げる者のいずれかに該当することを証明する書面の写しを添付させる。

２　認知機能検査員研修の実施

埼玉県警察本部が実施する認知機能検査員研修は、次によるものとする。

(1) 運転免許課長は、警察庁が実施した認知機能検査員研修を終了した者に研修を実施させる。

(2) 運転免許課長は、埼玉県警察本部が実施した認知機能検査員研修を終了した者に終了証（別記様式第２）を交付する。

第５　認知機能検査の実施要領

１　検査方法

検査は、検査用紙による検査（以下「ペーパー検査」という。）又は検査に必要なソフトウェアが搭載されたタブレットによる検査のいずれかにより行うことができる。

２　受検者の人数

(1) １回に行う認知機能検査の受検者は、10人以下とする。ただし、次の要件をいずれも満たす場合は、20人以下とする。

ア　認知機能検査員の資格を有する者１人以上に検査の補助者をさせること。

イ　手がかり再生のイラストを受検者全員が確認できるよう補助する者もイラストを掲示するなどの措置をとること。

ウ　検査を実施する場所は、補助をする者が余裕を持って移動できるような広さを確保すること。

(2) 次のいずれかに該当する者（検査中に判明した者を含む。）は個別に行うものとする。

ア　認知機能検査員の説明が聞きとれないと認められる者

イ　認知機能検査員の説明が理解できないと認められる者

ウ　注意力が散漫で認知機能検査に耐えられないと認められる者

エ　不正行為を行っていると認められる者

オ　その他個別に認知機能検査を行わなければ、検査の進行に支障があると認められる者

3　検査の実施場所

認知機能検査は、次の要件に適合している場所で実施すること。

(1) 教室等外部から遮断されている。

(2) 受検者のプライバシーの保護及び検査の適正を図るため、間隔を設けた配席、ついたての設置等がされている。

(3) カレンダー、時計等は、あらかじめ取り外しているか、覆いを掛けるなどしてある。

4　検査の進行要領

認知機能検査の進行順、検査の方法等、使用する用紙及び所要時間は、次表のとおりとする。

進　行順	検査の方法等	使用する用紙	所要時間
1	事前説明及び準備	認知機能検査用紙（別記様式第３、別記様式第３の２、別記様式第３の３、別記様式第３の４、別記様式第３の５又は別記様式第３の６）	おおむね４分
2	手がかり再生	問題用紙１及び回答用紙１（別記様式第４、別記様式第４の２、別記様式第４の３、別記様式第４の４、別記様式第４の５又は別記様式第４の６）、問題用紙２及び回答用紙２（別記様式第５、別記様式第５の２、別記様式第５の３、別記様式第５の４、別記様式第５の５又は別記様式第５の６）	おおむね14分

		並びに問題用紙３及び回答用紙３（別記様式第６、別記様式第６の２、別記様式第６の３、別記様式第６の４、別記様式第６の５又は別記様式第６の６）	
3	時間の見当識	問題用紙４及び回答用紙４（別記様式第７、別記様式第７の２、別記様式第７の３、別記様式第７の４、別記様式第７の５又は別記様式第７の６）	おおむね３分
4	各検査用紙の回収及び指示		おおむね７分
5	検査結果の採点及び検査結果を通知する書面の作成	採点補助用紙（別記様式第９）及び規程第４条各号に掲げる書面	
6	検査結果の通知	規程第４条各号に掲げる書面	

５　検査の方法等

手がかり再生及び時間の見当識の検査の方法等は、次によるものとする。

(1) 検査用紙等

前記３の表の使用する用紙の欄に掲げた各検査用紙は、Ａ４版以上の大きさとし、次の問題及び回答が見えないよう片面印刷等とする。

(2) 時間の計測

各検査の所要時間は、ストップウォッチを用いて計測すること。

(3) 手がかり再生

ア　手がかり再生で使用する図画は、警察庁で指定したものを用いるものとし、着色はしない。

イ　図画は、大きなボードを用いる、スクリーンに投影するなどにより、すべての受検者が見えるようにする。

(4) 筆記方法

受検者の筆記用具は鉛筆等とし、記載を誤った場合は二本線を引いて書き直させ、消しゴムを使用させない。

(5) 代筆等

ア　手が震えるなど受検者が自ら文字が書けない状態にあると認められる場合は、認知機能検査員又はその補助者が受検者の回答を聴取して代筆をすることができる。

イ　聴覚障害者及び難聴の者に対する認知機能検査については、ＤＶＤによる認知機能検査を実施することを標準とする。

(6) 諸注意の掲示

受検者の見やすい場所に検査中の諸注意を掲示し、記載事項の徹底を図ること。

(7) 検査結果の採点及び判定の点検

検査結果の採点及び判定の点検は、複数人により行うこと。

(8) 検査結果の受検者への通知

ア　認知機能検査員は、認知機能検査の結果が受検者の秘密に属する個人情報であることに留意し、他の受検者に知られることのないように規程第４条各号に掲げる書面を封筒に入れるなどして、受検者に通知すること。

イ　検査結果について受検者から不服等の申し出があった場合は、検査終了後に個別に説明を行うこと。この場合において、必要に応じ、検査用紙及び採点補助用紙を受検者に示した上で採点方法及び結果について説明を行うものとする。

第６　外国語による受検を希望する者に対する認知機能検査の実施要領

日本語が理解できず、外国語による受検を希望する者に対する認知機能検査は、前記第５によるほか、次により行うものとする。

１　英語、中国語、ハングル、ポルトガル語又はスペイン語を理解できる者に対する認知機能検査

英語、中国語、ハングル、ポルトガル語又はスペイン語を理解できる者に対する認知機能検査において、検査に使用する用紙は前記第５の４の表の使用する用紙の欄中、該当する外国語の各用紙を用いること。

２　日本語、英語、中国語、ハングル、ポルトガル語又はスペイン語の理解できない者

に対する認知機能検査

あらかじめ運転免許課長と調整を行った後、適宜の方法により実施するものとする。

第７　認知機能検査の検査結果の登録

運転免許課長は、認知機能検査の結果等を運転免許証に係るデータを処理する警察情報管理システムに登録するものとする。

第８　認知機能検査を委託した場合の報告等

１　運転免許課長は、認知機能検査を委託した法人（以下「受託者」という。）に対し、次表の区分により報告させるものとする。

報　告　様　式	報告期限
認知機能検査実施結果報告書（日報）（別記様式第10）	検査終了後速やかに
臨時認知機能検査実施結果報告書（日報）（別記様式第10の２）	検査終了後速やかに
認知機能検査実施結果報告書（月報）（別記様式第11）	翌月５日
臨時認知機能検査実施結果報告書（月報）（別記様式第11の２）	翌月５日

２　前記１によるほか、受託者に対する指導監督等については、運転者等講習実施要領（平成19年教育第693号）第６、第７及び第８の１の規定を準用する。この場合において、同要領第６中「運転者講習」とあるのは「認知機能検査」と、第７中「運転者等講習の指導員」とあるのは「認知機能検査員」と、「講習能力」とあるのは「検査能力」と、第８の１中「運転者講習」とあるのは「認知機能検査」と、「受託者及び指定講習機関」とあるのは「受託者」と読み替えるものとする。

第９　検査用紙等の保存

認知機能検査で使用した各検査用紙及び採点補助用紙は、運転免許課長が保存するものとし、その保存期間は４年とする。

実施日

この通達は、平成21年６月１日から実施する。

実施日（平成22年３月３日教育第272号）

この通達は、平成22年３月３日から実施する。

実施日（平成22年３月30日務第770号）

この通達は、平成22年４月１日から実施する。

実施日（平成25年３月28日免第1149号）

この通達は、平成25年４月１日から実施する。

実施日（平成25年９月１日免第3352号）

この通達は、平成25年９月１日から実施する。

実施日（平成29年３月10日免第989号）

この通達は、平成29年３月12日から実施する。

実施日（令和４年５月13日免第1543号）

この通達は、令和４年５月13日から実施する。

【様式別表省略】